

随意契約理由書

件名	神戸市中央卸売市場本場荷物用エレベーター保守点検業務	
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム関西支社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>当業務は中央卸売市場本場の荷物用エレベーターの保守点検を行うものであり、本設備の機能を維持し、不測の機器故障等に対応できるよう、保守点検を行うものである。</p> <p>当該エレベーターの製造納入メーカーは(株)日立製作所であり、制御システムや機器など(株)日立製作所が独自に開発したものである。また、(株)日立製作所は直接保守業務を行っておらず、日立製のエレベーター保守点検の専門部門で関連会社である(株)日立ビルシステム関西支社に依頼するものである。</p> <p>なお、以下の理由により当該保守点検は上記業者しかできないことから、随意契約を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 特殊な技術等に関するものであり、地方自治法施工令第167条の2第1項第2号に該当する。2. 当設備は、昭和51年に設置されたものであり、メーカーである(株)日立製作所の部品保持期限(20年)を過ぎている。このため本業務を請け負う業者には、当該設備の履歴に精通し迅速な部品調達能力を要求される。3. 製造中止になっている部品については後継品選定および、不具合時の応急対応・リスク管理が要求される。4. 中央卸売市場本場は、卸売市場法に基づく24時間開場の中央卸売市場であり、本業務を請け負う業者には24時間対応可能で即応体制が要求される。	
担当部署 (問合せ先)	経済観光局 中央卸売市場運営本部本場 管理係	(電話番号 672-8156)